預かり保育利用料の無償化（施設等利用費）について

施設等利用給付認定により、幼稚園・認定こども園の預かり保育事業の利用料が無償化給付金（**施設等利用費**）の対象となります。つきましては、下記の説明事項をよくご確認いただき、施設等利用費の給付を受けるために必要なお手続をいただきますようお願いします。

※　私学助成幼稚園の保育料の無償化については、「幼稚園保育料の無償化（施設等利用費）及び私立幼稚園給食費補助金について」をご覧ください。

1　預かり保育利用料の無償化について

幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料の無償化の内容は以下のとおりです。

認定区分	無償化の対象費用	無償化給付金の上限額	無償化の方法	保護者の申請手続	対象外の費用
新２号認定 又は 新３号認定	**預かり保育利用料**	**①その月の利用日数×490 円** **②月額 12,300 円** **（新３号は月額 17,700 円）** **のいずれか低い方の額**	**預かり保育利用料を保護者が園に支払った後で、吹田市から保護者へ給付金を支給**	**必要**	**実費徴収の費用など** 例）給食費・おやつ代（利用料に含まれる場合を含む）、通園送迎費、行事費、教材費、保護者会費、施設維持費、施設協力費、プレスクール（２歳児を対象にした教育・保育活動）の利用料など

（参考）認可外保育施設等を並行利用する場合※1

幼稚園・認定こども園（教育部分）に在園している方が、認可外保育施設等を並行利用する場合、幼稚園・認定こども園の預かり保育事業が十分な水準を満たしてない場合※2のみ、認可外保育施設等の利用料についても施設等利用費の対象となります。この場合の無償化の上限額は以下のとおりです。

認定区分	無償化の対象費用	無償化の上限額	無償化の方法	保護者の請求手続	対象外の費用
新２号認定 又は 新３号認定	保育料（利用料）	月額 12,300 円 （新３号は月額 17,700 円） から、預かり保育に係る施設等利用費を除いた額	保育料（利用料）を保護者が施設・事業に支払った後で、吹田市から保護者へ給付金を支給	必要	実費徴収の費用など 例）入園料、食材料費（利用料に含まれる場合を含む）、おやつ代、通園送迎費、行事費、教材費、キャンセル料など

※１　認可外保育施設等とは、認可外保育施設（ベビーシッター含む）、一時預かり事業（幼稚園型以外）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を指します。また、施設等利用費の対象となる認可外保育施設等は、市町村から無償化の対象施設としての確認を受けているものに限られます。

※２　十分な水準とは、次のア・イを言います。ア・イ両方の要件を満たしている場合は、認可外保育施設等の保育料（利用料）は施設等利用費の対象外となります。
ア　教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が８時間以上　／　イ　年間開所日数 200 日以上（平日・長期休業中・休日の合計）
吹田市内の無償化の対象施設及び幼稚園・認定こども園の預かり保育事業が十分な水準を満たしているかどうかは、吹田市公式サイト（右記 QR コード）をご覧ください。

特定子ども・子育て支援施設等一覧

（参考）無償化対象額の計算方法

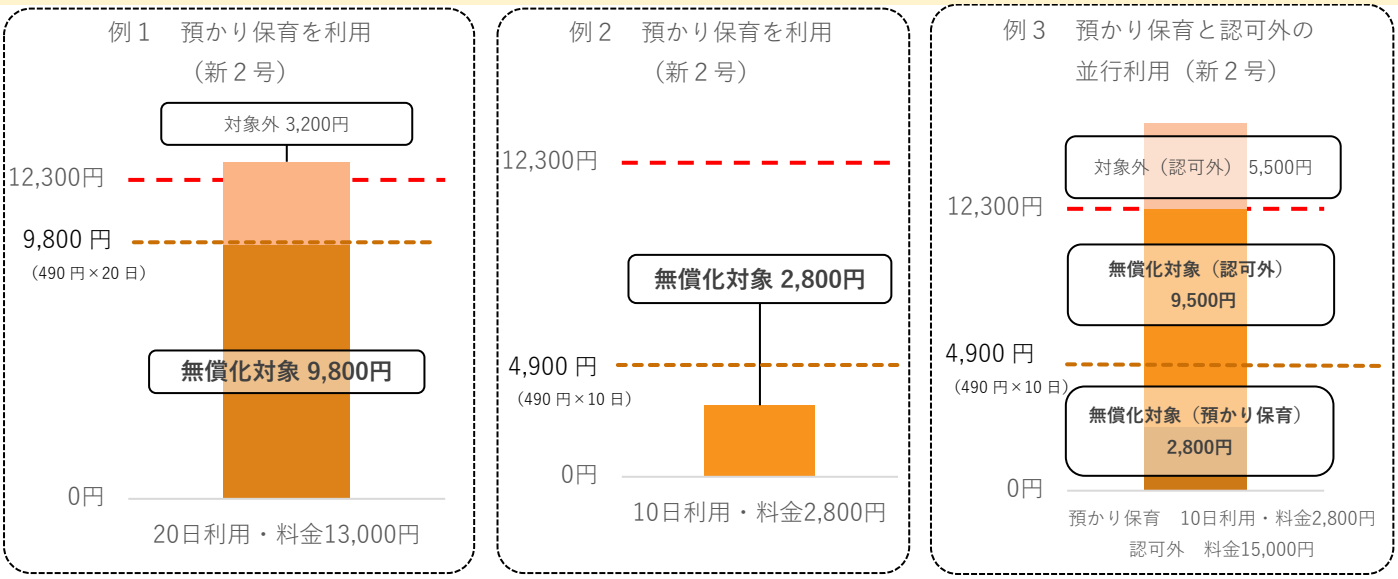

※認可外保育施設等を並行利用する場合、幼稚園・認定こども園の預かり保育事業が十分な水準を満たしてない場合のみ、認可外保育施設等の利用料についても施設等利用費の対象となります。
この場合、月額 12,300 円（新３号認定は月額 17,700 円）から預かり保育の無償化給付額を差し引いた残額が、給付上限額となります。

【裏面もご覧ください】

2　施設等利用費の支給申請（請求）手続について

預かり保育事業や認可外保育施設等を利用した方が施設等利用費の給付を受けるには、３か月に１度、保護者からの施設等利用費支給申請（請求）手続が必要です。利用した施設・事業に応じて、必要な手続を行ってください。吹田市での審査後、施設等利用給付認定申請時等に指定された口座へ振込します。

利用した施設・事業	手続方法	必要書類など	提出先	注意事項
預かり保育事業	**電子申請**	こちらの QR コードから必要事項を入力し送信してください。 施設等利用費支給申請フォーム	**吹田市** **電子申請で提出**	**提出期間外は受付できません。** 電子申請での提出が難しい場合は吹田市児童部保育幼稚園室までご相談ください。
認可外保育施設 （ベビーシッター含む） 一時預かり事業 （幼稚園型以外） 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業※	**紙面で提出** ※電子申請はできません。	①施設等利用費請求書 ②特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証 ※施設・事業所で作成	**吹田市** **下記提出先へ紙面を郵送又は窓口で提出**	＜①②について＞ 様式は、下記 QR コードから吹田市公式サイトにアクセスの上、印刷していただくか、お問い合わせください。 ＜②について＞ 請求期間分の提供証明書兼領収証が必要です。複数の施設・事業を利用されている場合は、施設・事業ごとに交付を受け、添付してください。 証明年月日、証明する者の記載及び押印がないものは無効です。

※　ファミリー・サポート・センター事業を利用された方は、援助会員が作成する「援助活動の報告」を併せて提出してください。
※　口座を変更する場合は、振込月の前月末までに電子申請により、振込先口座登録（変更）依頼書を提出してください。
※　QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

施設等利用費の請求（保護者向け）

提出期間

利用期間	提出期間	支給時期（予定）
令和８年４月～６月分	令和８年７月１日（水）～７月17日（金）	令和８年９月末
令和８年７月～９月分	令和８年10月１日（木）～10月16日（金）	令和８年12月末
令和８年10月～12月分	令和９年１月４日（月）～１月22日（金）	令和９年３月末
令和９年１月～３月分	令和９年３月15日（月）～４月16日（金）	令和９年６月末

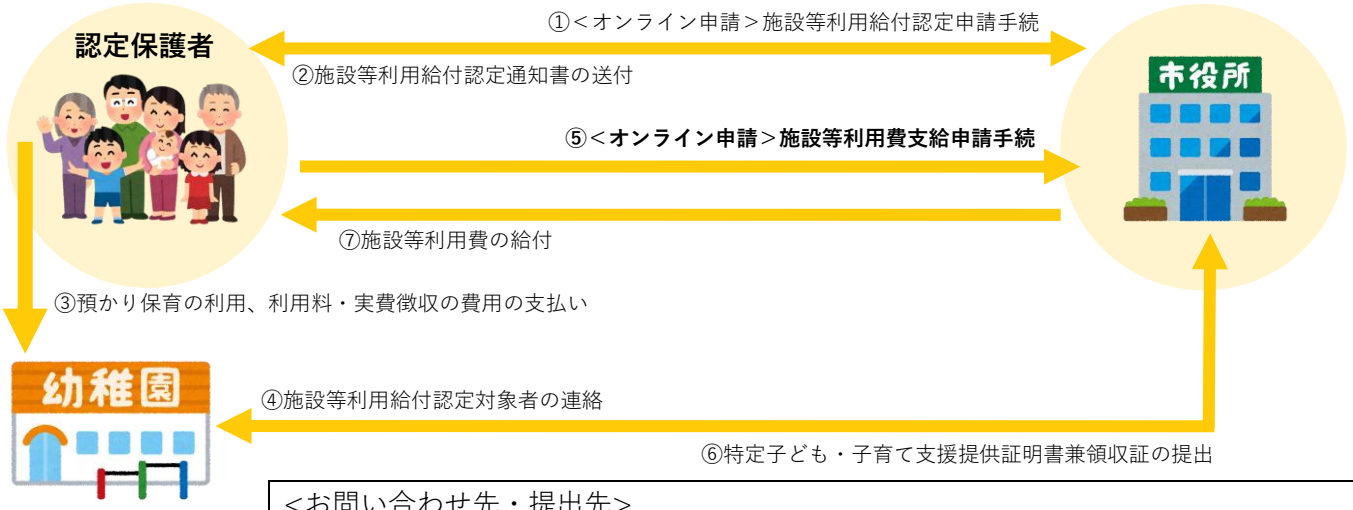

＜お問い合わせ先・提出先＞
〒564-8550　吹田市泉町１丁目３番 40 号
吹田市　児童部　保育幼稚園室　経理グループ　利用費担当
電話：06-6155-5486(直通)　メール：hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp